

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「，必要に応じて」を加え，「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては，子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第15条第1項第2号の改正規定は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたため，所要の改正をする必要による。